

## JAL 被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

### 12月19日 新たな「不当労働行為救済」申立て

被申立人(JAL)の行為(申立人組合員〇〇の再雇用拒否)は  
労働組合法第7条第1号および3号に該当する不当労働行為

#### <請求する救済内容>

被申立人は、申立人組合員〇〇を再雇用されたものとして扱え

#### <補足>

都労委での「優先雇用事件」は、昨年一年間、“あっせん”による解決が模索されましたが、JAL は解決に向けては一步も動こうとせず、“あっせん”が打ち切られ、現在調査が進められています。



“あっせん”では、JAL グループ会社で機長として働いてい る被解雇者組合員が、中国路線(成田=北京、成田=上海)の運航を JAL から委託され、JAL 便の機長として乗務していることから、組合は、この組合員を「優先雇用」するものとして扱うよう JAL に求めました。これに対し、JAL は「日本人の経験者採用は行っていない」として拒否しました。JAL は、大量の新人採用に加え、乗員不足を理由に、昨年から外国籍の経験者パイロットを採用しており、その人数は 2027 年度までに 90 人を超えることが明らかになっています。

大量の外国籍の経験者パイロットを採用するなか、「日本人の経験者は採用していない」という理由で、組合員の「優先雇用」を拒否することに合理性がないことは明らかです。この JAL の対応に対し、今回、新たに不当労働行為救済申立てを行いました。

今回の申立ては JAL の不当労働行為との関係で、新たな申立てとなります。内容はこれまでの「優先雇用事件」と同じです。当該組合員の場合は不当労働行為性が明白であり、かつ分かりやすいということから新たな申立てを行いました。組合は「希望者全員の職場復帰」を要求しており、これまでの「優先雇用事件」に加え、今回の新たな申立てを突破口に、解雇争議の早期全面解決をめざします。

今回の新たな申立ては、1月 20 日(火)10:30 からの、  
次回都労委期日で取り扱い等が検討されることになります。

引き続きご支援よろしくお願いします。

